

### 3. 都市防災・復興の方針

#### （“災害への備え・災害に負けないまちづくり”に関する方針）

#### 1) 基本的な考え方

- (1) 災害に負けないまちをつくろう
- (2) 災害で一人も犠牲者を出さないまちをつくろう
- (3) 災害に遭っても、すぐに復旧・復興に取り組める体制をつくろう

#### 2) 基本方針

##### (1) 災害に負けないまちをつくろう

###### ①都市整備等による災害に負けないまちづくりを進める

- 災害時に備えた体制（防災拠点、緊急輸送路、避難路、避難場所等）をつくり、災害後でも市民が安心して過ごすことができる環境を準備する。

###### ②減災対策を推進し、市民生活の安全性を高める

- 災害の危険性のある地域の重点的な整備により減災に努め、市民の生活の安全性を高める。

###### ③建物が密集した市街地内の防災機能を強化する

- 災害時の被害を最小限に食い止めるため、建物が密集した市街地内の防災機能を強化する。

###### ④市民の協力による防災体制を強化する

- 災害時に円滑な避難ができるよう、自助、共助、公助により防災体制を強化する。

###### ⑤復興のまちづくり計画を想定する

- 万が一発生した災害に負けないため、災害発生後の対応から、市街地や市の復興に向けての再生計画を市民や関係方面と定めていく。

##### (2) 災害で一人も犠牲者を出さないまちをつくろう

###### ①震災時の津波警報に対応した避難方向を確保する

- 市街地や海沿いの集落は、震災時の避難や津波警報発表後に迅速に対応し、津波避難ビル、高台または避難地等へ避難できるよう、避難方向の確認等に取り組む。

###### ②早期に避難ができるよう、警報等の的確な発信を行う

- 風水害や土砂崩れ、地震・津波避難などの連絡体制の強化に努め、安全に避難できるような体制づくりに取り組む。

###### ③来訪者も安心して避難できる体制づくりに取り組む

- 下田への来訪者が、安心して過ごせるよう、万が一の地震や風水害などにおいて、適切かつ安全に避難できるよう、観光事業者、市民が一丸となって、誘導などを行う体制づくりに取り組む。

### **(3) 災害に遭っても、すぐに復旧・復興に取り組める体制をつくろう**

#### **①災害復旧のための道路を確保する**

- 大津波警報の発表や津波が発生した場合などに一時的に避難する高台（一時避難場所など）から、地震発生後に避難者の生命を保護して救護復旧活動の拠点（広域避難場所など）に安全に移動でき、伊豆縦貫自動車道や指定緊急輸送路が早期に利用できる体制を整えておくとともに、避難場所支援を円滑に行える環境を整備しておく。

#### **②インフラの復旧・復興に迅速に取り組む**

- 復旧・復興に向けた電力・ガス・通信等のライフラインを始め、道路の早期開通を関係方面と共に迅速に進める。

#### **③日常生活ができる生活環境を確保する**

- 仮設住宅や公営住宅、民間借家（アパート）などを利用し、被災者が日常生活を行えるよう、迅速に対応する。

#### **④地域で相互に助け合えるよう、コミュニティを充実する**

- 被災者の孤立化を防ぎ、地域で協力して生活が送れるように、日頃から地域のつながりを強くする。

#### **⑤災害復興に向けた事前災害復興まちづくり計画を策定する**

- 災害の復興に向けたまちづくり計画を、発災前に、事前災害復興まちづくり計画として策定する。

#### **⑥復旧・復興事業を推進する**

- 万が一の災害発生に対し、土砂崩れの早期排除と道路の復旧、津波被害に遭った箇所のがれき処理などを早急に進め、復興に向けたまちづくりに取り組む。

#### **⑦市全体の防災性を高める**

- 災害後は、再び起こる災害を考えながら復興を行う。

### 3) 整備方針

#### (1) 災害に負けないまちをつくろう

<p>①都市整備等による災害に負けないまちづくりに取り組む</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊豆縦貫自動車道の整備等により、災害時の緊急輸送路を確保する。</li> <li>災害発生時、広域的な支援活動に対応できるよう、伊豆縦貫自動車道の整備に伴い発生する建設発生土を活用した造成を検討しつつ、インターチェンジ付近に防災活動の拠点（災害対策本部施設や応急復旧活動等の拠点）となる場所を災害の態様に応じて適切に対処できるように複数確保する。</li> <li>敷根の高台地区（防災拠点）は、(仮)敷根IC周辺に立地することから、広域防災の観点からも機能を高めていく。</li> <li>防災拠点との連携が重要となる緊急輸送路を強化していく。</li> <li>避難場所を確保するため、学校、公園、公民館等の公共施設における耐震貯水槽、備蓄倉庫等の設置を推進する。</li> <li>市役所は耐震化を図り、災害時に手早く被災状況の把握などを行うことができるようにする。</li> <li>要避難者が避難先まで避難する際に利用する道路や緑地、緑道、公共施設等の敷地といった避難路との連絡性を確保する地区避難路のネットワークを確立する。</li> <li>住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うとともに、火災による死傷者の減少を果たす指定避難場所や、地震発生後、避難者の生命を保護し、救護復旧活動の拠点となる広域避難場所を確保し、避難場所に至る避難路の安全性の向上を推進する。</li> </ul>
<p>②減災対策を推進し、市民生活の安全性を高める</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波対策を兼ねた下田港外防波堤の整備を促進する。</li> <li>風水害や土砂崩れ、津波等の災害の危険性の高い区域については、土砂災害防止施設の整備等により、減災に努める。</li> <li>発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波に対しては、津波対策施設（防潮堤、水門等）の整備等により、減災に努める。</li> <li>上流部等における森林の適正な管理による公益的機能の維持・増進を図るとともに、減災に努める。</li> <li>災害時の延焼遮断帯の確保のため、街路樹の配置や既存道路、河川の改修、鉄道空間の確保等を進める。</li> </ul>
<p>③建物が密集した市街地内の防災機能を強化する ＜避難場所等確保重点区域＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難路の閉塞を防止するため、また、揺れによる建物の倒壊を防止するため、公的な財政支援により建築物の耐震化を促進する。</li> <li>避難路の閉塞を防止するため、電柱の倒壊を防ぐ。</li> <li>地震で火災が発生した場合、瓦礫等の障壁により消火活動が妨げられないことがないように、道路拡幅等により震災時における消防活動困難区域※の解消を図る。</li> <li>観光資源の一つとして存在する市街地の歴史的建造物</li> </ul>

	<p>及び建築年の古い建物の外観はそのまま、内部の耐震化を、公的な支援により誘導することで、街並み景観の保全と地震時の建物倒壊を防止し、避難路の安全性を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>延焼防止のため、準防火地域の指定の継続による耐火建築物への建替えを促進・誘導する。</li> <li>船舶用の燃料タンクなど大規模火災の恐れのある施設の対策を促進する。</li> <li>一時的に身の安全を確保できる場所として街角広場やポケットパーク等の整備を検討する。</li> <li>避難路の確保のため、市街地を外周する道路網を整備する。</li> <li>津波想定高さ以上のホテル等の高層建築物について、津波避難ビルとしての協力を依頼するとともに、外部への非常階段等の設置を公的な支援により促進する。</li> </ul>
<p><b>④市民の協力による防災体制を強化する</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の連帯、災害に対する防災意識の向上等を図るため、地域コミュニティの場での活動や防災ラジオ、同報無線、ケーブルテレビ等の活用による情報提供を進める。</li> <li>平時は自主防災活動の拠点、非常時は救援活動の拠点となるコミュニティ防災センター等の設置を進める。</li> <li>地震・津波・集中豪雨をはじめとする災害時において、地区単位で互いに避難・助け合える支援協力体制を構築する。</li> <li>ハード、ソフト対策両面の協働作業を効率的に機能させる防災マネジメント（システム）を形成する。</li> <li>寝たきりの高齢者、障がいのある人、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができる福祉避難所や、本市を訪れる来訪者の一時的な避難の受入れが可能な二次的避難所の指定を進める。</li> <li>二次的避難所を確保するため、公共施設を指定するとともに民間施設に理解を得て協定を結んでいく。</li> </ul>
<p><b>⑤復興のまちづくり計画を想定する</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象変動に伴う河川の氾濫や地震災害、津波被害等、万が一の災害により、都市規模で壊滅的な被害を受けた時に、迅速に復興に向けて対応できるよう、市民と共に復興のまちづくりに向けた計画づくりを行う。</li> </ul>

**(2) 災害で一人も犠牲者を出さないまちをつくろう**

<p><b>①震災時の津波警報に対応した避難方向を確保する</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部並びに中心市街地において、津波警報（避難）が発表された場合に、どこに向かって逃げたら安全か、常日頃家庭や地域で話し合いを行い、子供でも避難できるようにコミュニティレベルの避難体制の確認を行う。（63ページ参照）</li> <li>来訪者にもわかりやすい、海水浴場や観光施設等からの避難路、避難地までの誘導サインの導入を行う。</li> <li>津波避難を確実にするため、平地や海岸部から高台（山）に向かう道路と高台（山の斜面）の接点部で斜面崩壊から安全な地点に避難用の階段や斜路の設置を行う。</li> </ul>
---------------------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊豆縦貫自動車道を避難路、一時避難場所として活用する。</li> </ul>
②早期に避難ができるよう、警報等の的確な発信を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化に伴う気象変動や大災害などが頻発している時代背景を踏まえ、風水害や土砂崩れ、津波などに対して、市民や来訪者を的確に避難させるための体制づくりを強化する。</li> </ul>
③来訪者も安心して避難できる体制づくりに取り組む	<ul style="list-style-type: none"> <li>万が一の災害のときに、来訪者が安全に避難できるよう、市民・地域・事業者が一体となって避難誘導體制を構築し、来訪者が安心して訪れることができるまちづくりに取り組む。</li> <li>観光施設や海の家なども協力して、避難訓練に取り組む。</li> </ul>

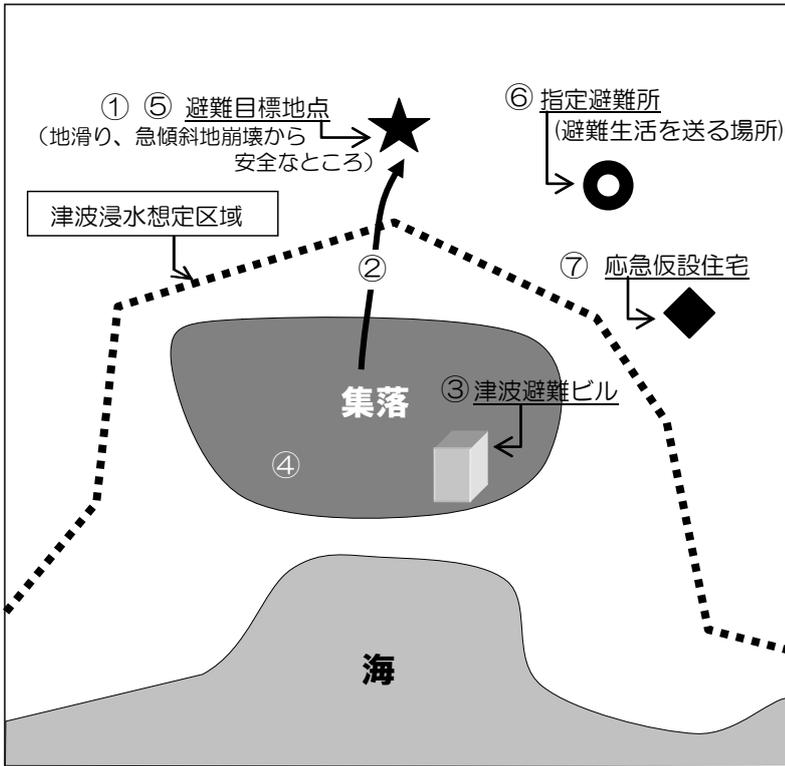
### (3) 災害に遭っても、すぐに復旧・復興に取り組める体制をつくろう

①災害復旧のための道路を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時避難場所などから広域避難場所などに移動するための二次避難路の沿道耐震化を進める。</li> <li>伊豆縦貫自動車道を二次避難路としても活用する。</li> <li>早期に移動が可能となるように、二次避難路の沿道ブロック塀等の災害後倒壊の恐れのある障害物の除去を災害前に行っておく。</li> <li>東日本大震災の際に行った緊急輸送路を「くしの歯型」として啓開（1車線でも早急に通れるように最低限の瓦礫処理を行うこと）する「くしの歯作戦」を、緊急輸送路や二次避難路を中心に実施することができるよう準備する。</li> <li>災害後、伊豆縦貫自動車道を中心とした道路ネットワークを早急に復旧させるため、災害時用道路ネットワークを構築しておく。</li> <li>災害時における啓開・くしの歯作戦遂行における、指定緊急輸送路における障害物（がれき）排除等の市民への周知徹底を図る。</li> </ul>
②インフラの復旧・復興に迅速に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧・復興に向けた対策について、関係機関と事前に協議し、不測の事態に迅速に対応できるように体制づくりを行い、継続して連絡体制の強化に取り組む。</li> <li>市内外土木業者に対して災害復旧・復興に向けた手順などについて連絡体制等を整備する。</li> <li>電気・ガス・水道や通信事業者との復旧・復興に向けた連絡体制等を整備する。</li> <li>事業者と連携し、定期的に復旧・復興に向けた訓練を実施し、緊急時に円滑に行動できるようにする。</li> <li>復旧に向けて、膨大な業務処理が円滑に進められるよう、他県（市町）からの技術者・職員の受け入れ、指揮系統などの体制づくりを行う。</li> </ul>
③日常生活ができる生活環境を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅の整備計画、人員の割り振りなど、緊急時の対応について計画に盛り込んでおく。</li> <li>公営住宅や民間借家（アパート）などの戸数や空き状況を把握し、災害時に仮住まいができるよう、体制づくりを行う。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療所、福祉施設など被災箇所のニーズに対応した復旧を行うトリアージ（整備優先順位）を策定するとともに、優先的に整備・復旧を行い、市民の不安を解消する。</li> <li>被災した文化財の修復を行い、観光都市下田の顔づくりを行う。</li> </ul>	
④地域で相互に助け合えるよう、コミュニティを充実する	<ul style="list-style-type: none"> <li>常日頃から地域内の連携を円滑にし、災害時の避難、仮設住宅での連携などについて、強化を行う。</li> <li>市民による災害時の（仮設住宅や避難所）暮らし体験を行い、日頃からの備えの大切さを知る機会をつくる。</li> </ul>	
⑤災害復興に向けた事前災害復興まちづくり計画を策定する	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に遭った時の対応に向けて、計画案（どこに暮らすか、津波被害を受け、家を失った場合の考え方〈元の場所に建てるか、集団移転するかなど〉について検討を行う。</li> <li>災害後、地元再建の意向のある地区は、災害前に地籍調査等を行い、早期復旧のための準備を行う。</li> </ul>	
⑥復旧・復興事業を推進する	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前災害復興まちづくり計画に沿って、復旧・復興に迅速に取り組み、安心して生活ができるようにする。</li> <li>様々な災害に対し、迅速に復旧・復興に取り組み、可能な限り元の生活が送られるように配慮する。</li> <li>災害被害の程度に応じて復興対象地区の選定を行い、早期復興に努める。</li> </ul>	
	1段階 緊急復興地区	事前災害復興まちづくり計画に沿って復興を図る地区
	2段階 復興促進地区	1段階と3段階の中間に位置づけられ一部地区では事前災害復興まちづくり計画に沿って復興を図り、その他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区（部分改造・自力再建型）
	3段階 復興誘導地区	被災が散在的にみられる地区で、主として個々の家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区（自力再建型）
	4段階 一般地区	被災がほとんど見られない地区
⑦市全体の防災性を高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害後、土地や道路の嵩上げ、海岸保全施設や河川保全施設などの改修を検討し、市域全体を考慮して、災害の再来に備えた防災の取組を推進し、被害の拡大を防止する。</li> <li>復興に向けて円滑に仕事が行えるよう、漁港（護岸・岸壁等）の整備を進める。</li> </ul>	

※震災における消防活動困難区域：幅員6メートル以上の道路から消防ホースが届かない区域

## コミュニティレベルの津波対策モデル



① 一時避難場所や避難経路候補の明示  
津波浸水想定区域外で安全を確認した一時避難場所、避難経路候補を明示。

### ② 避難時間の検証

津波到達時間前に一時避難場所へ到達可能であるか、避難距離と照らしあわせながら検証。

### ③ 要配慮者対策

歩行困難者等の避難（支援体制や避難ビルの活用などと、火災による再避難）の検証。

### ④ 来訪者の避難対策

まちあるきをしているなど、地理に不安のある来訪者が一人でも一時避難場所へたどり着けるか検証。初めて下田市に訪れる来訪者にもわかりやすいように、各地点からどちらの方向に避難したら良いかの方向や距離指示を電柱などに示す。

### ⑤ 一時避難場所の運営

津波警報の解除までの避難生活（食料、防寒など）の運営体制の検討。

### ⑥ 指定避難所の運営

居住する場所を確保するまでの避難生活（プライバシーなど）の運営体制の検討。

### ⑦ 応急仮設住宅の供給

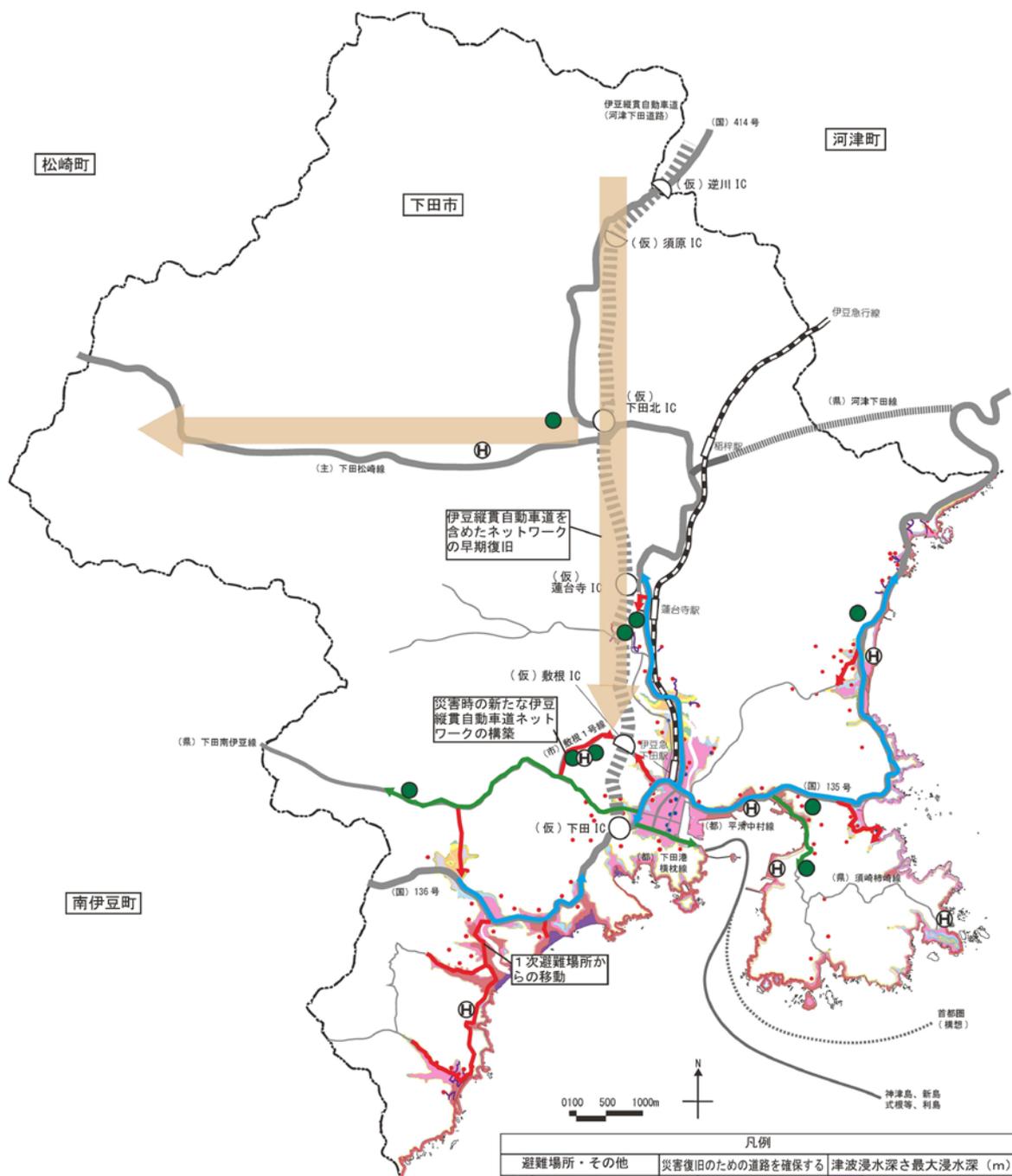
建設可能な用地を把握するなどの供給体制の整備。

## 中心市街地の津波対策モデル





# 復興に向けた二次避難路図



凡例		
避難場所・その他	災害復旧のための道路を確保する	津波浸水深さ最大浸水深 (m)
● 広域避難場所	← 国道道路啓開	20 以上
● 地域一時避難場所	← 国道 2 次避難路	10 ~ 20
● 指定津波避難ビル	← 県道 2 次避難路	5 ~ 10
● 地域指定避難路	← 市道 2 次避難路	3 ~ 5
Ⓜ ヘリポート	▨ 高規格幹線道路	2 ~ 3
— 鉄道	▨ 主要幹線道路	1 ~ 2
— 航路	▨ 地域に密着した道路	0.3 ~ 1
— 構想航路	▨ 構想路線	0.01 ~ 0.3
— 行政界		

